（実技教育）

第三条　第一条の実技教育は、次の表の上欄に掲げる科目に応じ、同表の中欄に定める範囲について同表の下欄に定める時間以上行うものとする。

科目	範囲	時間
特例緊急作業の方法	重大事故等に対処するための作業の方法　特例緊急作業における放射線測定器の取扱い　特例緊急作業における放射線による線量当量率及び空気中の放射性物質の濃度の監視の方法　特例緊急作業を行う場所の汚染の状態の検査及び汚染の影響の低減のために必要な措置の方法　特例緊急作業における身体等の汚染の検査及び汚染の除去の方法　特例緊急作業に使用する保護具の取扱い　応急手当の方法	三時間
特例緊急作業で使用する施設及び設備の取扱い	重大事故等に対処するための機能を有する施設及び設備の取扱い	三時間

○経済産業省告示第一号
原子力規制委員会告示第一号

核原料物質又は核燃料物質の製錬の事業に関する規則等の規定に基づく線量限度等を定める告示（平成二十七年原子力規制委員会告示第八号）の施行に伴い、及び発電用原子力設備に関する技術基準を定める省令（昭和四十年通商産業省令第六十二号）第二条第九号及び第十号、第二十七条第二項並びに第三十条第一項第一号の規定に基づき、発電用原子力設備に関する放射線による線量等の技術基準（平成十三年経済産業省告示第百八十八号）の一部を次のように改正し、平成二十八年四月一日から施行する。

平成二十七年八月三十一日

経済産業大臣　宮沢　洋一
原子力規制委員会委員長　田中　俊一

第一条中「平成十三年経済産業省告示第百八十七号（実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則の規定に基づく線量限度等を定める告示）」を「平成二十七年原子力規制委員会告示第八号（核原料物質又は核燃料物質の製錬の事業に関する規則等の規定に基づく線量限度等を定める告示）」に、「第二条及び第十一条」を「第一条及び第十条」に改める。

第二条及び第四条中「第三条及び第十一条」を「第二条及び第十条」に改める。

第五条中「第九条」を「第八条」に改める。

○国土交通省告示第九百六十四号

租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）第五条の八第三項及び第二十八条第三項の規定に基づき、租税特別措置法第十一条第一項の表第二号及び第四十三条第一項の表第二号の規定の適用を受ける船舶を指定する告示の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十七年八月三十一日

国土交通大臣　太田　昭宏

租税特別措置法第十一条第一項の表第二号及び第四十三条第一項の表第二号の規定の適用を受ける船舶を指定する告示の一部を改正する告示

租税特別措置法第十一条第一項の表第二号及び第四十三条第一項の表第二号の規定の適用を受ける船舶を指定する告示（平成二十七年国土交通省告示第四百七十三号）の一部を次のように改正する。

別表一2の項第一号中「第一条第一項」を「第一条第三項」に改め、同号イ中「この項」を「この表」に改め、同項第二号中「第一条第一項」を「第一条第三項」に改め、同項第三号中「第一条第二項」を「第一条第四項」に改め、同項第四号中「第一条第四項」を「第一条第七項」に改め、同項第五号中「第一条第五項」を「第一条第八項」に改め、同項第六号中「第一条第七項」を「第一条第十二項」に改め、同表に次のように加える。

3	海防法第十九条の二十六第一項に規定する船舶（次の各号に掲げる船舶に限り、船舶（建造契約がない船舶にあっては、平成二十八年二月二十九日以前に建造に着手されたものを除く。）で、船舶に同項に規定する二酸化炭素放出抑制指標の値が次の各号に掲げる船舶の用途及び船舶の大きさの区分に応じ当該各号に定める二酸化炭素放出抑制指標の値以下であり、かつ、1の項第一号から第十三号まで及び第十五号から第十七号まで及び第三十一号に掲げる装置及び機器の全てを有している鋼船（同項第二十三号から第三十号までに規定する船舶にあっては、それぞれこれらの号に掲げる装置を有しているものに限る。） 一　指標基準省令第一条第一項に規定するロールオン・ロールオフ旅客船（次に掲げるものに限る。）　次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める算式により算定した値 イ　Dwが一千トン以上のもの　$699.5088Dw^{-0.381}$ ロ　Dwが二百五十トン以上一千トン未満のもの $752.16Dw^{-0.381}\ (0.98-0.05\frac{Dw-250}{750})$ 二　指標基準省令第一条第二項に規定するクルーズ旅客船（次に掲げるもので、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定に基づく船舶の設備等の検査等に関する規則（昭和五十八年運輸省令第三十九号。以下「検査規則」という。）第一条の二十三第二項各号に規定する推進機関を有するものに限る。）　次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める算式により算定した値 イ　総トン数（以下この項において「Gt」という。）が八万五千トン以上のもの $158.8812Gt^{-0.234}$ ロ　Gtが二万五千トン以上八万五千トン未満のもの $170.84Gt^{-0.234}\ (0.98-0.05\frac{Gt-25,000}{60,000})$ 三　指標基準省令第一条第五項に規定する液化天然ガス運搬船（Dwが一万トン以上のもので、検査規則第一条の二十三第二項各号に規定する推進機関を有するものに限る。）　$1,983.256Dw^{-0.474}$ 四　指標基準省令第一条第十項に規定するロールオン・ロールオフ貨物船（次に掲げるものに限り、同条第十一項に規定する自動車運搬船に該当するものを除く。）　次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める算式により算定した値 イ　Dwが二千トン以上のもの　$1,306.7895Dw^{-0.486}$ ロ　Dwが一千トン以上二千トン未満のもの $1,405.15Dw^{-0.486}\ (0.98-0.05\frac{Dw-1,000}{1,000})$ 五　指標基準省令第一条第十一項に規定する自動車運搬船（Dwが一万トン以上のもので、DwをGtで除した値が〇・三未満であるものに限る。） $725.7348Dw^{-0.471}\ (\frac{Dw}{Gt})^{-0.7}$ 六　指標基準省令第一条第十一項に規定する自動車運搬船（Dwが一万トン以上のものに限り、前号に掲げるものを除く。）　$1,685.7459Dw^{-0.471}$

附　則

この告示は、平成二十七年九月一日から施行する。